



産業廃棄物処分業許可証

住所 大阪府東大阪市菱江二丁目4番10号

氏名 三洋商事株式会社
代表取締役 上田 博康

第14条第6項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第14条の2第1項
の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

石原慎太郎



許可の年月日 平成19年 4月23日

許可の有効年月日 平成24年 4月22日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

破砕：廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、
がれき類（以上6種類）
（廃バッテリーを除く）

2 事業の用に供する施設

施設所在地：江東区新砂三丁目10番8号（丸一運輸新砂物流センター内）

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類	2.24(t/日)	—	平成19年3月5日	—	—
	紙くず	1.12(t/日)				
	木くず	2.00(t/日)				
	金属くず	2.96(t/日)				
	ガラス・コンクリート ・陶磁器くず	2.80(t/日)				
	がれき類	3.28(t/日)				

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までとする。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行なうこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成19年 4月23日 新規許可

平成20年11月25日 変更許可 種類の追加 種類の追加(紙くず、木くず) 限定の一部解除

5 許可の申請がされた日における規則第10条の4第3項に掲げる基準への適合性

6 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無

(以下余白)



産廃エキスパート 認定番号:1-09-C0026

